

令和5年度

予 算 書

和歌山県岩出市



## 目 次

一般会計予算	1 頁
国民健康保険特別会計予算	1 1 頁
介護保険特別会計予算	1 6 頁
後期高齢者医療特別会計予算	2 1 頁
墓園事業特別会計予算	2 4 頁
水道事業会計予算	2 6 頁
下水道事業会計予算	2 8 頁



# 一 般 会 計 予 算



## 議案第17号

### 令和5年度岩出市一般会計予算

令和5年度岩出市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,376,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬(特別職に係る報酬を除く。)、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月28日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

第 1 表  
歳 入

歳 入 歳 出 予 算

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 市 税		6, 220, 738
	1. 市 民 税	2, 823, 364
	2. 固定資産税	2, 416, 514
	3. 軽自動車税	233, 577
	4. たばこ税	406, 368
	5. 都市計画税	340, 873
	6. 入 湯 税	42
2. 地方譲与税		129, 000
	1. 地方揮発油譲与税	30, 000
	2. 自動車重量譲与税	93, 000
3. 株式等譲渡所得割交付金		6, 000
	1. 地方揮発油譲与税	5, 000
	2. 自動車重量譲与税	1, 000
4. 配当割交付金		61, 000
	1. 配当割交付金	61, 000
5. 株式等譲渡所得割交付金		22, 000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	22, 000



6. 法人事業税交付金		53,000
	1. 法人事業税交付金	53,000
7. 地方消費税交付金		1,130,000
	1. 地方消費税交付金	1,130,000
8. ゴルフ場利用税交付金		6,000
	1. ゴルフ場利用税交付金	6,000
9. 環境性能割交付金		13,000
	1. 環境性能割交付金	13,000
10. 地方特例交付金		70,000
	1. 地方特例交付金	70,000
11. 地方交付税		4,150,000
	1. 地方交付税	4,150,000
12. 交通安全対策特別交付金		4,000
	1. 交通安全対策特別交付金	4,000
13. 分担金及び負担金		358,231
	1. 分 担 金	4,401
	2. 負 担 金	353,830
14. 使用料及び手数料		171,122

款	項	金 額
	1. 使用料	43,845
	2. 手数料	127,277
15. 国庫支出金		3,139,458
	1. 国庫負担金	2,283,396
	2. 国庫補助金	843,333
	3. 国庫委託金	12,729
16. 県支出金		1,472,750
	1. 県負担金	1,091,081
	2. 県補助金	261,418
	3. 県委託金	120,251
17. 財産収入		10,418
	1. 財産運用収入	879
	2. 財産売却収入	9,539
18. 寄附金		8,500
	1. 寄附金	8,500
19. 繰入金		30,686
	1. 繰入金	30,686

20. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
21. 諸収入		192,196
	1. 延滞金、加算金及び過料	2,171
	2. 預金利子	1
	3. 雑入	190,024
22. 市債		128,900
	1. 市債	128,900
歳入	合計	17,376,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 議会費		190,670
	1. 議会費	190,670
2. 総務費		1,155,178
	1. 総務管理費	850,107
	2. 徴税費	189,162
	3. 戸籍住民基本台帳費	98,811

款	項	金 額
	4. 選 舉 費	12,069
	5. 統計調查費	3,574
	6. 監查委員費	1,455
3. 民 生 費		8,263,527
	1. 社会福祉費	4,346,465
	2. 兒童福祉費	3,078,719
	3. 生活保護費	838,243
	4. 災害救助費	100
4. 衛 生 費		2,367,945
	1. 保健衛生費	1,280,576
	2. 清 掃 費	1,087,369
5. 農林業費		105,361
	1. 農 業 費	85,894
	2. 林 業 費	19,467
6. 商 工 費		78,615
	1. 商 工 費	78,615
7. 土 木 費		1,748,932

	1. 土木管理費	128,055
	2. 道路橋梁費	585,068
	3. 河川費	17,510
	4. 都市計画費	990,209
	5. 住宅費	28,090
8. 消防費		749,221
	1. 消防費	749,221
9. 教育費		1,583,307
	1. 教育総務費	131,530
	2. 小学校費	241,799
	3. 中学校費	147,390
	4. 社会教育費	371,009
	5. 保健体育費	691,579
10. 災害復旧費		6
	1. 農地等災害復旧費	4
	2. 公共土木災害復旧費	2
11. 公債費		1,046,502
	1. 公債費	1,046,502

款	項	金 額
12. 諸支出金		1, 736
	1. 普通財産取得費	1
	2. 基金費	1, 735
13. 予備費		85, 000
	1. 予備費	85, 000
歳 出	合 計	17, 376, 000

第2表

## 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
広報いわで印刷業務	令和6年度	685千円
こども計画策定業務	令和6年度	4,180千円
岩出図書館システムリース料	令和6年度から令和10年度	39,996千円
岩出図書館運営業務	令和6年度から令和8年度	149,992千円

第3表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
緊急防災・減災事業	千円 4,900	普通貸借  又は	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構等資金について、利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
臨時財政対策債	124,000	証券発行		
計	128,900			



# 国民健康保険特別会計予算



## 議案第18号

### 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計予算

令和5年度岩出市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,719,153千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月28日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 国民健康保険税		1, 067, 364
	1. 国民健康保険税	1, 067, 364
2. 使用料及び手数料		1, 308
	1. 手 数 料	1, 308
3. 国庫支出金		251
	1. 国庫補助金	251
4. 県支出金		4, 161, 322
	1. 県補助金	4, 161, 321
	2. 財政安定化基金交付金	1
5. 繰 入 金		470, 603
	1. 他会計繰入金	435, 203
	2. 基金繰入金	35, 400
6. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
7. 諸 収 入		18, 303
	1. 延滞金及び過料	10, 100
	2. 預金利子	1

	3. 雑 入	8, 2 0 2
8. 市債		1
	1. 財政安定化基金貸付金	1
歳 入 合 計		5, 7 1 9, 1 5 3

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		2 8, 5 5 8
	1. 総務管理費	1 7, 9 2 0
	2. 徴 収 費	6, 9 1 8
	3. 国保団体連合会費	3, 5 2 9
	4. 運営協議会費	1 9 1
2. 保険給付費		4, 0 9 2, 8 4 2
	1. 療養諸費	3, 5 5 8, 6 4 4
	2. 高額療養費	5 0 4, 5 9 5
	3. 移送費	2
	4. 出産育児諸費	2 5, 0 1 1
	5. 葬祭諸費	2, 6 4 0

款	項	金 額
	6. 傷病手当金	1, 9 5 0
3. 国民健康保険事業費納付金		1, 5 2 3, 3 9 1
	1. 医療給付費分	1, 0 8 4, 7 4 0
	2. 後期高齢者支援金分	3 2 7, 2 3 9
	3. 介護納付金分	1 1 1, 4 1 2
4. 共同事業拠出金		1
	1. 共同事業拠出金	1
5. 保健事業費		6 6, 8 0 7
	1. 特定健康診査等事業費	4 6, 8 2 1
	2. 保健事業費	1 9, 9 8 6
6. 基金積立金		1
	1. 基金積立金	1
7. 公 債 費		5 0 0
	1. 一般公債費	5 0 0
8. 諸支出金		5, 0 5 3
	1. 償還金及び還付加算金	5, 0 5 2
	2. 繰出金	1

9. 予 備 費		2, 0 0 0
	1. 予 備 費	2, 0 0 0
歳	出	合 計
		5, 7 1 9, 1 5 3





# 介護保険特別会計予算



## 議案第19号

### 令和5年度岩出市介護保険特別会計予算

令和5年度岩出市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,695,561千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費及び地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月28日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 保険料		921,494
	1. 介護保険料	921,494
2. 使用料及び手数料		81
	1. 手数料	81
3. 国庫支出金		695,100
	1. 国庫負担金	634,114
	2. 国庫補助金	60,986
4. 支払基金交付金		960,493
	1. 支払基金交付金	960,493
5. 県支出金		502,312
	1. 県負担金	476,498
	2. 県補助金	25,814
6. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
7. 繰入金		578,882
	1. 一般会計繰入金	559,505
	2. 基金繰入金	19,377

8. 諸収入		37,197
	1. 延滞金及び加算金	2
	2. 預金利子	1
	3. 雑入	37,194
9. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
歳 入 合 計		3,695,561

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		52,260
	1. 総務管理費	10,756
	2. 徴収費	3,311
	3. 介護認定審査会費	38,085
	4. 介護保険運営委員会費	108
2. 保険給付費		3,417,264
	1. 介護サービス等諸費	3,130,209
	2. 介護予防サービス等諸費	120,329

款	項	金額
	3. その他諸費	3,406
	4. 高額介護サービス等費	84,555
	5. 高額医療合算介護サービス等費	12,625
	6. 特定入所者介護サービス等費	66,140
3. 公債費		334
	1. 一般公債費	334
4. 地域支援事業費		220,430
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	135,344
	2. 一般介護予防事業費	4,269
	3. 包括的支援事業・任意事業費	80,311
	4. その他諸費	506
5. 諸支出金		273
	1. 償還金及び還付加算金	271
	2. 繰出金	1
	3. 基金費	1
6. 予備費		5,000
	1. 予備費	5,000

歳 出 合 計	3, 6 9 5, 5 6 1
---------	-----------------





# 後期高齢者医療特別会計予算



議案第20号

令和5年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度岩出市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,094,007千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和5年2月28日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 保険料		484,005
	1. 後期高齢者保険料	484,005
2. 使用料及び手数料		21
	1. 手数料	21
3. 繰入金		609,273
	1. 繰入金	609,273
4. 諸収入		707
	1. 延滞金、加算金及び過料	1
	2. 預金利子	1
	3. 雑入	705
5. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
歳 入	合 計	1,094,007

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		5,356

	1. 総務管理費	3, 6 8 1
	2. 徴収費	1, 6 7 5
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		1, 0 8 6, 8 0 5
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1, 0 8 6, 8 0 5
3. 保健事業費		5 9 4
	1. 保健事業費	5 9 4
4. 公 債 費		2 5 0
	1. 公 債 費	2 5 0
5. 諸支出金		5 0 2
	1. 償還金及び還付加算金	5 0 1
	2. 他会計繰出金	1
6. 予備費		5 0 0
	1. 予備費	5 0 0
歳 出	合 計	1, 0 9 4, 0 0 7



# 墓園事業特別会計予算





議案第21号

令和5年度岩出市墓園事業特別会計予算

令和5年度岩出市の墓園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,458千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、42,000千円と定める。

令和5年2月28日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

第 1 表  
歳 入

歳 入 歳 出 予 算

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分担金及び負担金		11,392
	1. 分担金	11,392
2. 使用料及び手数料		24,891
	1. 使用料	24,891
3. 繰入金		6,175
	1. 繰入金	6,175
歳 入 合 計		42,458

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 事業費		18,513
	1. 事業費	18,513
2. 諸支出金		23,795
	1. 他会計繰出金	23,795
3. 公債費		150
	1. 公債費	150
歳 出 合 計		42,458

# 水道事業会計予算



議案第22号

令和5年度岩出市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度岩出市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 25,200戸
- (2) 年間総給水量 6,695,000 m<sup>3</sup>
- (3) 一日平均給水量 18,292 m<sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 水道事業収益	1,079,894千円	第1款 水道事業費	999,880千円
第1項 営業収益	825,169千円	第1項 営業費用	974,859千円
第2項 営業外収益	254,725千円	第2項 営業外費用	10,020千円
		第3項 特別損失	5,001千円
		第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額745,643千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額81,164千円及び損益勘定留保資金664,479千円で補てんするものとする。）。

収 入		支 出	
第1款 資本的収入	362,611千円	第1款 資本的支出	1,108,254千円
第1項 工事負担金	279,659千円	第1項 建設改良費	1,055,064千円

第2項 企 業 債	1 千円	第2項 企業債償還金	49,531 千円
第3項 出 資 金	1 千円	第3項 予 備 費	3,659 千円
第4項 補 助 金	82,950 千円		

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上水道管移設事業（公共下水道分）	令和6年度	331,439千円
送水管整備事業	令和6年度から令和9年度まで	1,931,400千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金に係る項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 108,906 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,539千円と定める。

令和5年2月28日提出

岩 出 市 長 中 芝 正 幸

# 下水道事業会計予算





## 議案第23号

### 令和5年度岩出市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度岩出市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |              |                          |
|--------------|--------------------------|
| (1) 整備済面積    | 950 ha                   |
| (2) 年間有収水量   | 2,020,000 m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均有収水量 | 5,519 m <sup>3</sup>     |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 下水道事業収益	1,148,971 千円	第1款 下水道事業費	1,052,291 千円
第1項 営業収益	316,704 千円	第1項 営業費用	904,066 千円
第2項 営業外収益	832,267 千円	第2項 営業外費用	137,224 千円
		第3項 特別損失	1,001 千円
		第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額440,873千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額82,242千円及び損益勘定留保資金358,631千円で補てんするものとする。）。

収 入		支 出	
第1款 資本的収入	2, 240, 626 千円	第1款 資本的支出	2, 681, 499 千円
第1項 企 業 債	1, 070, 600 千円	第1項 建設改良費	1, 928, 157 千円
第2項 出 資 金	401, 506 千円	第2項 企業債償還金	709, 092 千円
第3項 補 助 金	693, 887 千円	第3項 基金積立金	34, 250 千円
第4項 分 担 金	1 千円	第4項 予 備 費	10, 000 千円
第5項 負 担 金	42, 582 千円		
第6項 基 金	32, 050 千円		

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道事業	令和6年度	597, 120千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 1, 070, 600	普通貸借又は 証券発行	10%以内(ただし、 利率見直し方式で借り入 れる政府資金及び地方公 共団体金融機構等資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、見 直し後の利率)	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合にはその債 権者と協定するものによる。 ただし、据置期間及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還もしくは低利に借 換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用

(2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、第3項基金積立金に係る項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 117,240千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、495,529千円である。

令和5年2月28日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

